

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 1 日から 18 年 4 月 29 日まで
A社に勤務していた期間のうち、平成 17 年 10 月 1 日から 18 年 4 月 29 日までの標準報酬月額が低くなっている。申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初32万円と記録されていたところ、平成18年4月3日付けで、17年10月に遡って17万円に引き下げられ、18年3月まで継続していることが確認できる。

しかしながら、B市から提出された申立人に係る給与支払報告書（個人別明細書）によると、申立期間の給与は、当該減額処理前の標準報酬月額以上であると推認できる。

また、当該事業所に勤務していた複数の同僚について、申立人と同様に平成18年4月3日付けで17年10月に遡って標準報酬月額が引き下げられているほか、同日において、既に厚生年金保険被保険者資格を喪失している複数の同僚についても、遡って標準報酬月額の減額訂正処理がなされていることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る滞納処分票によると、申立期間当時、同事業所において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成18年4月3日付けで行われた標準報酬月額の減額処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所に

において、当該処理を行う合理的な理由は無く、有効な処理であったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、32万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月1日から18年9月12日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低くなっている。申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初28万円と記録されていたところ、平成18年4月3日付けで、17年10月に遡って19万円に引き下げられ、18年8月まで継続していることが確認できる。

しかしながら、B市から提出された申立人に係る給与支払報告書（個人別明細書）によると、申立期間の給与は、当該減額処理前の標準報酬月額以上であると推認できる。

また、当該事業所に勤務していた複数の同僚について、申立人と同様に平成18年4月3日付けで17年10月に遡って標準報酬月額が引き下げられているほか、同日において、既に厚生年金保険被保険者資格を喪失している複数の同僚についても、遡って標準報酬月額の減額訂正処理がなされていることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る滞納処分票によると、申立期間当時、同事業所において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成18年4月3日付けで行われた標準報酬月額減額処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所において、当該処理を行う合理的な理由は無く、有効な処理であったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、28万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を、平成4年4月から同年9月までは36万円、同年10月から5年6月までは38万円、同年7月から6年2月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年3月31日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低くなっており、実際に支給されていた給与と異なっている。申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成4年4月から同年9月までは36万円、同年10月から5年6月までは38万円、同年7月から6年2月までは44万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年3月31日）以後の同年4月6日付けで、4年4月1日に遡及して8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日において、厚生年金保険の被保険者であった11人のうち、7人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る商業登記簿謄本によると、申立期間当時、申立人は役員でないことが確認できる上、元事業主は「申立人は、*工務の責任者をしていた。」と回答していることから、申立人が当該遡及訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において遡及して当該減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂

正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成4年4月から同年9月までは36万円、同年10月から5年6月までは38万円、同年7月から6年2月までは44万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月31日から同年6月1日まで
A社B支店に昭和48年5月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が同日となっている。同年5月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司であるA社B支店の当時の支店長は「申立人の退職願を受理して本店の担当者へ送付した。金融機関にとって月末は一番忙しい日である。よほどの事情が無い限り月末まで勤務するのが一般的であり、月末が日曜日であれば退職願が受理されることがあるかもしれないが、平日の場合は受理されない。申立人は5月31日(木曜日)まで在籍していた。」と証言している。

また、当時の経理担当者は「月末が日曜日なら資格喪失日にすることがあるかもしれないが、平日の場合は通常ありえない。保険料は翌月控除なので、月末まで勤務した人については、最後に支払われる給料と退職金から当月分の保険料を控除していた。」としており、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和48年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 48 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記載することは考え難いことから、事業主が同年 5 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA社における資格喪失日は、平成10年5月30日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年9月1日から10年4月30日まで

② 平成10年4月30日から同年5月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が事実と相違している。申立期間①について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日が、平成10年4月30日となっているが、同年5月29日まで継続して勤務していたので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成10年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同年7月15日付けで、当初59万円と記録されていた申立人に係る標準報酬月額の記録が9年9月1日に遡及して9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所に係る商業登記簿謄本によると、申立期間当時、申立人は、同事業所の監査役となっていることが確認できるものの、元事業主は「社会保険の事務処理は、本社において一括して行っていた。申立人は、B県の工場に勤務していたので、社会保険関係の事務には無関

係であった。」と証言しており、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において遡及して当該減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②について、A社が加入していたC健康保険組合の記録及び申立人から提出された平成 10 年 5 月分の給与明細書から、申立人は、同社に同年 5 月 29 日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は平成 10 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録されているが、同事業所が加入していたC健康保険組合は、同事業所が適用事業所でなくなった日及び申立人の被保険者資格喪失日を同年 5 月 30 日と回答していること、及び申立期間当時の同僚の証言から、同年 5 月 1 日時点では、同事業所は、適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所において、同事業所の適用事業所でなくなった日を同年 5 月 1 日とする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所が適用事業所でなくなったと記録されている日（平成 10 年 5 月 1 日）より後の平成 10 年 7 月 15 日付けで、同年 4 月 30 日に遡って申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われているが、前述のとおり申立人は、同事業所の監査役であったものの、元事業主の証言により、社会保険の事務には無関係であったと認められることから、当該被保険者資格喪失処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 10 年 4 月 30 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格喪失日は、同年 5 月 30 日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、オンライン記録により、59 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA社における資格喪失日は、平成10年5月30日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年9月1日から10年4月30日まで
② 平成10年4月30日から同年5月30日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が事実と相違している。申立期間①について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。
また、当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日が、平成10年4月30日となっているが、同年5月29日まで継続して勤務していたので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成10年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同年7月15日付けで、当初59万円と記録されていた申立人に係る標準報酬月額の記録が9年9月1日に遡及して9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所に係る商業登記簿謄本によると、申立期間当時、申立人は、同事業所の取締役となっていることが確認できるものの、元事業主は「社会保険の事務処理は、本社において一括して行っていた。申立人は、B県の工場に勤務していたので、社会保険関係の事務には無関

係であった。」と証言しており、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において遡及して当該減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②について、A社が加入していたC健康保険組合の記録及び同僚の証言により、申立人は、同社に平成10年5月29日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は平成10年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録されているが、同事業所が加入していたC健康保険組合は、同事業所が適用事業所でなくなった日及び申立人の被保険者資格喪失日を同年5月30日と回答していること、及び申立期間当時の同僚の証言から、同年5月1日時点では、同事業所は、適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所において、同事業所の適用事業所でなくなった日を同年5月1日とする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所が適用事業所でなくなったと記録されている日（平成10年5月1日）より後の平成10年7月15日付けで、同年4月30日に遡って申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われているが、前述のとおり申立人は、同事業所の取締役であったものの、元事業主の証言により、社会保険の事務には無関係であったと認められることから、当該被保険者資格喪失処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成10年4月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格喪失日は、同年5月30日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録により、59万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から6年6月1日まで

申立期間について、標準報酬月額が22万円に引き下げられているが、申立期間当時は月額34万円以上の給与を得ていたので、申立てどおりの標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、平成5年6月までは34万円と記録されており、同年7月の随時改定以降は22万円と記録されていることが確認できる。

このことについて、当該事業所の当時の事業主は「申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等の資料は保管されていないことから、申立人の標準報酬月額を引き下げたかどうかは不明である。」と回答している。

また、申立人は当該事業所を平成6年5月31日に退職しているところ、申立人の雇用保険の離職時賃金日額は7,217円であり、報酬月額は21万6,510円であることから、資格喪失時におけるオンライン記録の標準報酬月額22万円と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は平成5年7月の随時改定により、標準報酬月額が34万円から22万円に減額されたことから、年金額の全額支給停止が解除され、同年7月から一部支給停止された在職老齢年金を受給していることが確認できる。

加えて、申立人以外の従業員についても同様に、申立期間において随時改定による標準報酬月額の減額により、年金額の全額支給停止が解除され、

一部支給停止の在職老齢年金を受給していることが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 11 月 1 日から 19 年 2 月 26 日まで
私は、平成 18 年 5 月 1 日から 19 年 2 月 26 日まで、A 社に継続して勤務し、38 万円ぐらいの給料を支給されていたが、申立期間における標準報酬月額の記録が 26 万円と低額となっている。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人の月額給与は、平成 18 年 8 月分以降、38 万円から 25 万円に減額されていることが確認できる。

また、年金事務所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届により、事業主が申立人の標準報酬月額をオンライン記録（平成 18 年 9 月 1 日から定時決定により 38 万円、同年 11 月 1 日から随時改定により 26 万円）のとおり届け出たことが確認できる上、前述の給料支払明細書により、申立人の給与から控除されている厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に見合うものであることが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 2 日から同年 11 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社（現在は、B社）における勤務期間のうち、申立期間については、厚生年金保険の被保険者ではない旨の回答を受けた。自分が平成 6 年 10 月 2 日から同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について「A社に勤務していた。」と申述している。しかしながら、当該事業所は「当社が保管している申立人に係る出勤簿には平成 6 年 11 月 1 日以降の期間について押印があるものの、同年 10 月以前の欄が空白となっていることに加えて、備考欄には『平成 6 年 11 月 1 日採用』との記載がある。」と回答している上、複数の同僚からも申立人の申立期間における勤務について明確な証言を得られないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の記録も資格取得日が平成 6 年 11 月 1 日となっており、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年11月1日から35年5月31日まで
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年5月31日の前後2年間において脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者10人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できた7人全員について、資格喪失日から5か月以内に支給決定されており、当時、脱退手当金を受領した同僚の「脱退手当金は会社が手続を行い、小切手を郵送してもらった。会社から受給の意思確認も行われた。」との証言を踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われていた可能性が高い。

また、当該脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、当時、申立人は再就職する考えが無かったと申述しているなど、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月20日から31年8月21日まで
日本年金機構から送付された『「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について』と記載されたはがきを見て、申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されていることを初めて知った。私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、脱退手当金の受給資格がある女性被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年8月21日の前後3年以内に資格喪失した者23人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、13人に脱退手当金の支給記録があり、うち12人については資格喪失日から2か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性があったものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す支給日や支給金額に加えて、支給の根拠となる該当条文などの記載がある上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から9日後である昭和31年8月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 5 日から 40 年 1 月 16 日まで

A社を退職した後、厚生年金保険脱退手当金裁定通知書が郵送されてきたので、社会保険事務所（当時）に行ったが、脱退手当金はもらえなかった。私は、申立期間に係る脱退手当金を受け取っていないのだから、年金として受給できるものと思っていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後、厚生年金保険脱退手当金裁定通知書が郵送されてきたが、脱退手当金を受け取っていないと申述しているものの、申立人は昭和 40 年 8 月 16 日付けの当該通知書を保有しており、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと判断される。

また、申立人が保有する厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の文字が押印されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）において非常勤の職員（C 職）として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について非常勤の職員としてA社に継続して勤務していたと申述している。

しかしながら、B社から提出された申立人に係る人事記録によると、「昭和56年3月30日限り退職した。」との記載が確認できる。

また、当該事業所は、非常勤の職員については、退職日を各年度末の前日とし、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を年度末とする取扱いであったことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除していなかったと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。